和泉高第２６１２－１号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び和泉市税条例（昭和３５年和泉市条例第１６号）第６条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は、和泉市役所（福祉部高齢介護室）において保管し送達を受けるべき者からその書類の交付の請求があれば、いつでも交付する。

令和８年１１月６日

和泉市長　　辻　　宏　康

１　送達を受けるべき
　　氏名　妻木　昌子

２　送達する書類
　令和８年度納入通知書（介護保険料額変更通知書）令和８年９月１０日発送分

（注意）
地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは書類の送達があったものとみなす。